

大物公民館使用規程

制 定 平成 18 年 4 月 1 日
最近改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大物公民館（以下公民館という。）の使用に関し、効果的かつ安全で快適に使用し、永続的な管理運営を図るため必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 公民館は、大物自治会（以下自治会という。）の文化・生活の向上、住民の健康・福祉等集落環境の保全や整備を目的とする。

(管理運営)

第 3 条 公民館の管理運営は、自治会長（以下会長という。）が行う。

2 管理運営に関する費用は、使用料収入、自治会費、共有財産管理組合負担金、氏子会負担金、農業組合負担金、補助金当により支弁する。

(使用の範囲)

第 4 条 公民館の使用者は、自治会員、国、県、市等の公共機関及び会長が認めた者とする。

(使用許可)

第 5 条 公民館使用代表者は、事前に会長に対し（別紙様式 1）「大物公民館使用申請書」（以下申請書という。）を提出し、使用許可を得なければならない。

2 公民館使用代表者は、次のとおり。

- (1) 大物自治会長
- (2) 大物共有財産管理組合長
- (3) 大物氏子総代
- (4) 大物農業組合長
- (5) 大物自治会長が認める各種団体、組織（別紙）に記載の代表者
- (6) 国、県、市等公共機関の代表者

(施設開放)

第 6 条 大物自治会員からの申し出により、冠婚葬祭、習い事、勉強会等で自治会活動に支障がないと認められる場合は、公民館を施設開放できる。

2 施設開放は、1 日とし断続的・計画的の使用は禁止する。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 施設開放に伴う使用者の事故等管理上の責務は、使用者が負う。

4 使用を願い出る者は、別に定める大物公民館使用要領により会長の許可を得なければならない。

5 次の各号に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公共の秩序または善良の風習を乱すおそれがあるとき
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき
- (3) 営利目的があるとき
- (4) その他、会長が施設等の管理上支障があると判断したとき

(使用上の注意)

第7条 使用許可を受けた者は、使用後の清掃、什器備品の整理整頓、火の始末、戸締り等を行い、申請書下段にその結果を記入する。

- 2 ごみは、必ず持ち帰ること。
- 3 什器備品等の破損・滅失等事故が生じた場合は、費用を弁償すること。
- 4 使用後は、自治会長またはブロック長の確認を受けること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(別紙)

大物自治会長が認める各種団体・組織 (順不同)

大物自治会各ブロック

大物共有財産管理組合

大物氏子会

大物農業組合

大物消防団

大物子供会

大物自警団

大物老人会

さくら会

ぬくもり会

大物エルダー会

大物婦人会

大物青年会

大物地区中学保護者会

大物地区幼稚園保護者会

大物公民館使用要領

制 定 平成 18 年 4 月 1 日

改 正

最近改正

- 1 大物公民館使用規程（以下、規程という）第 6 条（施設開放）に基づく大物公民館（以下公民館という。）の使用について定める。
- 2 使用については、事前に大物自治会長（以下、会長という）に使用予定日を告げ、内諾を得た後別紙（様式 1）「大物公民館使用申請書」を提出し、許可を得なければならない。
- 3 使用の許可を得た者は、第 7 条（使用上の注意）を厳守しなければならない。
- 4 使用後は、速やかに会長またはブロック長に報告し、確認を受けなければならない。
- 5 使用料金は、別に定める。（別紙 1）

（別紙 1）

大物公民館使用料金表

室 名	基本料金（4 時間）	延長料（30 分毎）
1 階 1 フロア	2,000 円	500 円
2 階 1 フロア	2,000 円	500 円
調理室（ガス、水道料含む）	2,000 円	500 円